

令和3年4月22日

文部科学大臣

萩生田 光一 殿

公益社団法人 日本文化財保護協会  
会 長 坂 詰 秀 一  
理 事 長 長 谷 川 渉

## 要 望 書

平素より公益社団法人日本文化財保護協会の活動にご理解をいただき、また多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴省におかれましては、文化資源の“磨き上げ”による好循環の創出、文化芸術立国に向けた文化芸術の創造・発展と人材教育を目指し、文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進、文化発信を支える基盤の整備・充実等の重要施策について、強力に推進されていますことに深く敬意を表しております。

また、国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するための諸課題へのご指導、社会情勢の変化に伴う開発事業の増加、専門職員の担い手不足等の諸問題の解決についてもご尽力されており、貴省のご指導のもと、諸課題の解決等に当協会もこの一翼を担えればと考えております。

当協会は、民間調査組織による文化財保護推進の立場から、わが国の文化芸術の振興に寄与することを目的として内閣府の公益社団法人認定を受けており、発掘調査を通して、わが国の埋蔵文化財の保存活用に取り組んでおります。

加えて、改正品確法の遵守、技術者の育成と担い手の確保、コストの削減、作業の安全、新技術開発等への積極的な取り組みを通して、発注者のご要請に的確に応え、広く文化財事業の持続的かつ健全な発展に努めております。

今後の文化財事業の健全な発展のためには、当協会の果たす役割がきわめて重要と考え、下記の事項について要望いたしますので格段のご高配を賜りたく、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

## 1. 民間調査組織の活用・促進のお願い

わが国の埋蔵文化財担当専門職員数および発掘届出等件数の推移について。埋蔵文化財担当専門職員数は、令和元年度に至って5,592名（平成30年度比37名減、平成12年度7,111名の78.64%）と減少し、発掘届出等件数は、平成30年度73,364件（平成29年度比4,490件増、平成12年度38,341件の191.35%）と過去最大となっております。この担当専門職員数減少と発掘届出件数増加の反比例は例年拡大しています（別添資料参照）。

民間調査組織は、埋蔵文化財調査業としての能力と実績を備え、これまでも埋蔵文化財の発掘調査支援業務等を行う一方、調査主体者として責任をもって発掘調査にもあたっております。

また、担い手育成・確保のため、就業体験の機会を積極的に提供しております。なお、令和3年度より都道府県等の埋蔵文化財行政と各種協議等を行っていく目的で、各地区に地元会員を主体とした支部を設置運営してまいります。

つきましては、当公益社団法人日本文化財保護協会は民間調査組織として今後とも文化財保護に真摯に取り組んでまいりますので、一層の活用・促進をお図り下さいますよう、以下の通りお願いを申し上げます。

### (1) 資格取得者について（令和2年12月現在）

文化財従事技術者	1,518名
----------	--------

埋蔵文化財調査士・調査士補	781名
---------------	------

※「発掘調査から報告書作成まで一貫して責任を持って実施できる人材」ならびに「発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適正に実施できる人材」を保有しております。

<参考>

学芸員	493名
-----	------

土木施工管理技士	1,261名
----------	--------

測量士・測量士補	2,300名
----------	--------

日本考古学協会会員	260名
-----------	------

### (2) 豊富な調査実績の保有について

当協会会員数は現在82社、年間総額237億円（令和元年度実績）、国・地方自治体、開発事業者等から発掘調査等（試掘・確認調査、本格発掘調査、整理調査、報告書作成・刊行等）の受託実績を保有しております。

### (3) インターンシップ（就業体験）の受け入れについて

当協会各社は学生に就業体験の機会を提供するため、現在考古学を学んでいる学生に対し、発掘現場での体験学習を通して遺跡調査、遺構検出及び測量、写真撮影、調査報告書作成などの発掘調査に係る基本を職場体験させることにより、職業選択・適正の見極めなどに就業体験の機会を積極的に提供してまいります。

## 2. 埋蔵文化財調査士・調査士補の資格者活用の奨励および業登録について

国民共有の財産である埋蔵文化財をより適切に保存・活用するために行われる埋蔵文化財調査業務には、当協会の資格制度（埋蔵文化財調査士・調査士補）を参加要件に採用あるいは奨励して頂きますようお願い申し上げます。

なお、当協会は会員企業の技術者に対して、埋蔵文化財調査のための専門技術、知識を育成し調査成果の品質向上等を目的に、平成19年度より14年間にわたって資格試験を実施しております。

資格試験については、第三者委員会（学術・行政OBを代表する有識者）の厳重な審査のもとに筆記および面接選考による資格認定を行っており、埋蔵文化財発掘調査業務の一翼を担う有能な人材を輩出していると確信しております。

更に、CPD制度（継続教育）の実施により研鑽を重ねております。今後、資格者の調査力や経験実績を活用していただき、現在全国的に少ない発掘調査報告書作成や執筆の機会を多くしていただけるようご検討いただければ幸いです。

併せて、産学官の連動した人材育成ならびに業務の円滑化を図るため、埋蔵文化財調査業務等の業登録制度の実現をご検討頂きますようお願い申し上げます。

## 3. 改正品確法の適用について

改正品確法では担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤の確保、予定価格の適正な設定、調査及び設計の品質確保、ダンピング受注の防止、歩切りの根絶、適正な契約変更の実施等が平成26年9月30日閣議決定され、更に令和元年6月14日施行では、測量、地質調査その他の調査及び設計が定義に追加され、情報通信技術の活用、生産性の向上に配慮等が示されました。

### (1) 技術力による選定について

今まで貴省の指導で実施されている一般競争入札方式から、プロポーザル方式、総合評価落札方式を採用頂き、企業の担い手育成のための利潤の確保、測量・調査及び設計の品質確保のためにも、技術力重視の選定をお願い申し上げます。

- (2) 設計・仕様書の明確化について（品確法第一章第七条発注者等の責務七）  
発注時の設計・仕様書は、正しく積算ができるように調査条件ならびに調査数量を、明確にして頂きますようお願い申し上げます。

併せて、調査内容の変更ならびに調査条件または調査実施の条件において予期することができない特別な状態が生じた場合、適切に設計・仕様書を変更の上、これに伴う必要となる調査代金ならびに工期等の契約変更を迅速に実施して頂きますようお願い申し上げます。

#### 4. 行政と民間との協働について

- (1) 災害時の対応について

災害時には国、県、市町村のそれぞれが行う復興事業に伴う発掘調査をすべての行政機関が短期間のうちに実施するには困難が予想されます。

また、復興事業は、発掘調査の進捗如何が大きく影響することから、復興事業を迅速かつ効率的に進めるには官民協働による災害対応マニュアルの整備や情報共有・災害対応体制などが円滑に行われるようご配慮をお願い申し上げます。

当協会は、文化財レスキューの指導のもと、市町村指定埋蔵文化財の点検や地域の復興事業等についてもご協力させていただきます。

貴省と当協会の災害協定を締結して会員各社が協力できる体制整備のご検討も併せてお願い申し上げます。

- (2) 若手・女性技術者の育成・活躍の推進について

積極的に若手を雇用し、かつ技術者として育成し、主任調査員（発掘担当者）に代わる担い手となる若手調査員・調査補助員などの現場従事経験者を幅広く登用し、評価してまいります。

また、女性技術者の登用と育成を積極的に行い、雇用と登用の拡大に努めてまいります。つきましては、会員企業のバックアップ体制の評価も考慮していただき、完全週休2日制の流れに応じて、良好な就業現場の整備を目指して努力してまいりますので、格別のご支援をお願い申し上げます。

## 5. 協会活動について

協会では考古学への親しみやすさ、興味等を広げる活動の一環として全国の遺跡や出土した遺物、考古学の知識を問う「考古検定」を平成23年より実施しております。

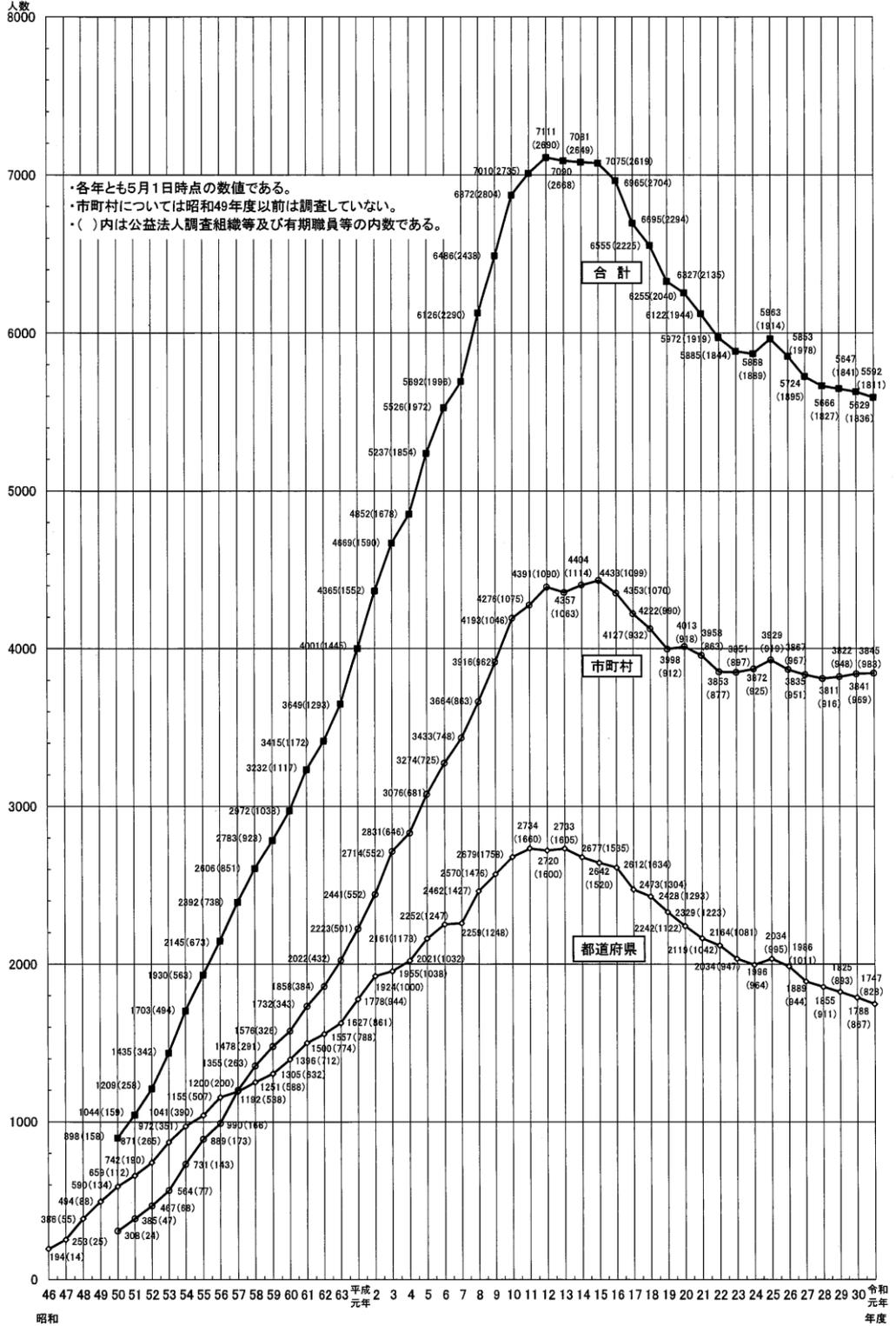
また令和元年5月には、観光と考古学の融合を図り、文化財の調査・研究と保存と活用を学び、地域振興を目指した「観光考古学会」を、協会会員をはじめ大学関係者等とともに設立いたしました。現在では行政担当者や研究者の他、学生や一般の方々などが会員に加わり共に活動をしています。

資料

『埋蔵文化財関係統計資料』 — 令和元年度 —

令和2年3月文化庁文化財第二課  
(P3, P11 抜粋)

# 1. 埋蔵文化財専門職員数の推移図



## 6. 発掘届出等件数の推移図

